

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

安全・適正就業基準

公益社団法人四街道市シルバー人材センター安全・適正就業基準

（目的）

第1条 この安全・適正就業基準は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

（会員の遵守義務）

第2条 会員は、就業しようとするときこの基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

2 会員は、契約書又は仕様書等に記載された以外の作業をしてはならない。

（安全心得）

第3条 会員は就業にあたって次の各号に掲げる安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- （1） 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること
- （2） 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること
- （3） 服装、履物は、作業に合った動きやすいものにすること
- （4） 作業前には、軽い柔軟体操等をして身体をほぐすこと
- （5） 器具類は、使用する前に必ず点検すること
- （6） 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと
- （7） 作業は安全第一を心掛け、急いだり、慌てたりしないこと
- （8） 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること
- （9） 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと
- （10） 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること

（作業別安全・適正就業基準）

第4条 会員は、作業に従事する場合、別途定める作業別安全・適正就業基準を遵守し、安全就業に努めなければならない。

（安全保護具）

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際、作業別安全・適正就業基準等により安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

（交通災害の防止）

第6条 会員は、仕事場との往復時、交通ルールやマナーを守るとともに交通事故に注意すること。

特に、自転車やオートバイ等にあっては、十分に注意すること。

- 2 会員は、路上での作業に従事する場合、交通ルールやマナーを守るとともに、帽子、黄色い腕章等を着用するなど、交通事故に注意しなければならない。

（作業環境の確認）

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから作業に着手しなければならない。

（標識の設置）

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行う時、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

（器具類の使用）

第9条 会員は、器具類を使用する場合、定められた操作方法により作業しなければならない。

- 2 会員は、就業に使用する器具類は必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに、定期的に点検、整備を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検において異常箇所を発見したとき、その器具類は使用してはならない。

（健康管理）

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

- 2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるように心掛けなければならない。

（報告義務）

第11条 会員は、仕事場との往復時及び就業中にけがや身体に異常を感じたときは、直ちにセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

- 2 会員は、車両及び機械器具の操作、運転中に事故をおこしたときは、速やかにセンターに報告しなければならない。
- 3 会員は、センターの休日に就業する場合、事前にセンターへ報告しなければならない。
ただし、予め就業日が定められている就業は除く。

（その他）

第12条 会員は、この基準に定める以外にセンターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。